



JSG ニュースレター

<Tax>

**「外国籍専門人材の招聘及び雇用法」
関連法規の改正に関するお知らせ**

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

外国籍専門人材招聘及び雇用法の改正条文施行に伴う必要性に応じ、財政部賦税署は、「外国籍特定専門人材減免所得税弁法（以下「本弁法）」の改正について公告し、当該条文については民国 115（2026）年 1 月 1 日より施行されています。下表の通り、主要な改正内容およびその影響について整理していますので、ご参考下さいますと幸いです。

改正 要点と条文	改正内容説明	施行後の影響
第 2 条 特定専門領域の追加	特定専門人材（以下「特専」）の特殊専門分野として「デジタル」「環境」「バイオテクノロジー」分野が新たに追加された。また、運動部の成立に合わせ、従来の「体育」分野は「運動」領域に改称された。	改正により特専人材の適用範囲が拡大し、デジタル、環境、バイオテクノロジーなどの新興分野が含まれることで、関連専門性を有する外国籍専門人材が特専資格を取得しやすくなる。

<p>第3条 特専資格認定の柔軟化</p>	<p>1. 一般の労働許可を先に取得した後に特専人材資格を取得した場合の遡及適用</p> <p>外国人が特専人材の労働許可を申請する際、審査期間が比較的長いため、審査中に一般の労働許可を同時または後から申請し、結果として一般労働許可を先に取得し、その後に特定専門人材の許可または就業ゴールドカードを取得するケースが発生する。このような場合、同一の雇用契約に基づき、同一の専門業務に従事しているのであれば、一般労働許可の取得日まで遡って特専人材の資格に適合しているものとみなすことができる。</p> <p>2. 就学による居留期間は、居留日数の計算に含めない</p> <p>外国人が台湾の大学・大学院で学び、副学士以上の学位を取得した場合、在学期間および「外国籍専門人材招聘及び雇用法」第12条による居留延長期間は、「直近5年以内に台湾に居住していた日数」の計算には含まれない。当該規定により、外国籍留学生が卒業後に特専人材として採用される際、関連する租税優遇の適用がより柔軟となる効果がある。</p>	<p>同一契約・同一職務で就労する外国人にとって、申請の順番や審査時間による不利が改善され、資格認定と申請スケジュールに柔軟性が生まれる。</p>
<p>第4条 租税優遇適用期間内の職務変動</p>	<p>特専人材が五年の租税優遇期間内に転職または職務変更した場合でも、特殊専門領域で関連する仕事に従事していれば、残りの優遇期間を継続して適用できる。</p>	<p>職務変更による租税優遇資格の喪失リスクが減少し、外国籍専門人材のキャリア調整が容易になり、台湾での長期在留意欲が高まる。</p>
<p>第5条 租税優遇の適用申請期限・補正資料</p>	<p>1. 申請期限の明確化</p> <p>法定の申告期限内に申請を行わなかった場合、その年度については税制優遇を適用することはできない。また、納税義務者が</p>	<p>法定期限内の申請が行われない、または補正が遅れた場合、租税優遇の適用が受けられず、個人の税負担が増加する可能性があるため、申請と期</p>

<p>の法的効果 明確化</p>	<p>年度途中で出国（離境）する場合には、出国（離境）前に確定申告を完了することが税制優遇を受けるための前提となる。</p> <p>2. 不可抗力による申請遅延に対する柔軟な救済措置</p> <p>外国籍の特専人材本人に責任がない事由によって資格取得が期限内に間に合わなかった場合、資格取得後 1 か月以内であれば追って申請することが認められる。</p> <p>3. 補正（追加資料提出）が期限内に完了しなかった場合の法的効果を明確化</p> <p>指定期限内に補正が完了しない場合、税務機関は申請を不受理とすることができると明確化された。これにより、手続上の法的効果やリスクがより明確になっている。</p>	<p>限管理を厳格に行う必要がある。</p>
----------------------	--	------------------------

勤業衆信の見解

一、特定専門人材に対する租税優遇の資格認定緩和について

今回、財政部による「外国籍特定専門人材減免所得税弁法」の改正では、特定専門人材（以下「特専人材」）に対する租税優遇の適用資格が緩和されています。改正内容によりますと、外国籍の方が特専人材の労働許可または就業ゴールドカードを申請される際、同時または事後的に一般の労働許可を申請された場合であっても、同一の雇用契約に基づき、同一の専門業務に従事しているのであれば、一般労働許可の取得日まで遡って特専資格を有するものとして認定されます。しかしながら実務では、外国人の方が最初から同一契約の下で同一の専門業務に従事されているにもかかわらず、来台を早めるために特専許可やゴールドカードの申請前に一般許可を先に申請され、結果として税務当局により「業務のために台湾で初めて居留が認められたのは一般許可である」と判断され、「労働目的で初めて台湾での居留を許可された」という要件を満たしていないと扱われ、特専資格および租税優遇の適用に影響が出るケースが多く発生しておりました。

このような状況を避けるため、各企業におかれましては、外国籍従業員の労働許可申請を検討される際に、以下について、事前に十分ご確認いただくことが重要となります。

- ✓ 当該従業員が特専資格の要件を満たしているかどうか

- ✓ 特許許可で申請すべきか、一般許可で申請すべきか
- ✓ 申請順序によるリスクが存在しないか

特許資格に該当する場合は、一般許可ではなく、特許許可を優先して申請されることが推奨されます。そうすることで、申請順序の誤りにより特許資格および税制優遇を失うリスクを回避することができます。

二、租税優遇申請期限の厳格化と実務上の留意点

今回の改正では、弁法第 5 条第 1 項に次の規定が追加されております。「課税年度の総合所得税の確定申告期間満了前に規定形式により申請しない場合、当年度の租税優遇を適用できない。」この規定により、確定申告期限内に租税優遇申請を同時に行わない場合、後日自主的な補充申告や修正申告をされたとしても、本優遇措置の再申請はできないという扱いになります。即ち、一度期限を超過すると、当該年度の特許租税優遇は適用不可となります。また、財政部は現時点で「出国（離境）」の判断基準を明確化しておらず、実務上は各税務署が独自に判断している状況です。その結果、納税者の方が出国時の離境申告の適切なタイミングを誤認し、確定申告期間内に申告および優遇申請を完了できず、租税優遇を享受できないケースが生じております。

特に、出国時点で給与所得が最終確定していない場合が多いため、以下といった点は、実務上慎重に検討すべき重要な課題となっております。

- ✓ どの金額を用いて申告すべきか
- ✓ どのように期限内に優遇申請を確実に完了するか

今般の改正により、資格認定や遡及適用が柔軟になった一方で、申請期限、証明資料、離境申告に関するリスクはむしろ増大しており、わずかな不備でも租税優遇適用外となる可能性が高まっている点には十分な注意が必要と言えます。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都

市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2026 勤業恕信版權所有 保留一切權利